大切なお知らせ

幹病院にお



選定療養費(せんていりょうようひ)とは?

「初期の診療は地域の病院で、高度・専門医療は大きな病院で行う」という医療機関の機能分担を 目的に設定された制度です。紹介状を持参せず200床以上の地域医療支援病院を受診した場合に 負担いただく費用が義務付けられており、現在三基幹病院においても運用しています。

病院と地域の医院・診療所の機能分担の推進と地域の救急医療を守るため、 令和6年6月1日から救急車で搬送され、ひとつの目安として、基本的に入院に 至らなかった軽症の方も選定療養費が必要となります。

開始時期

令和6年6月1日(土)午前8時30分以降

実施病院 (三基幹病院)

松阪中央総合病院・済生会松阪総合病院・松阪市民病院

対 応 初診時に紹介状なしで上記の三基幹病院を受診すると、選定療養費が必要となります。 救急車で搬送され、基本的に入院に至らなかった軽症の方も選定療養費が必要となります。 ※個別の病院・医師が患者の状況もふまえ判断されるもので、一律に行うものではありません。

対象外

- 紹介状持参の方
- ●公費負担医療制度の対象の方
- ●労働災害、公務災害、交通事故
- ●入院に至った方
- ●災害により被害を受けた方

HOSPITAL

●医師の判断による

金

7,700円(税込)/件(人)

※緊急性のない場合は、まずは、かかりつけ医や地域の医院・診療所に相談、受診をお願いします。

Q&A



- 「公費負担医療制度」とは 具体的にどのようなものか。
- ★ 病気やケガに対する医療費を国や地方自治体が負担する制度で す。病気の種類や患者の状況によって、さまざまな種類がありま す。(こども医療費・一人親家庭等医療費助成制度は除く)
 - 【国の公費負担医療制度の対象の方】
 - 生活保護の医療
 - ·小児慢性特定疾患
 - ·特定疾患
 - ·自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)受給者等

【市町の障がい者医療費の助成制度の対象の方】

受診した際に受給者証や手帳の提示を行ってください。

- 松阪地区の住民が 対象になるのか。
- 三病院に救急車で搬 送された方が対象とな ります。住所要件はあ りません。
- 第三者が要請した場合 は、誰が支払うのか。
- 医療費と同様に、病院で治 療を受けた本人に請求され
- 熱中症の場合は、どうなるのか。
- 上記表の対応となり、傷病名等で例示することはできません。 個別の病院・医師において、患者の状況をふまえ判断されま

松阪地区(松阪市・多気町・明和町)の救急出動件数は、令和5年に過去最高の16,180件となり、 救急体制、救急医療はひっ迫している状況です。このままの状況が続くと「助かるはずの命が助からない」、 「早期治療が出来なくなる」事態が発生します。



同規模消防本部との比較(令和4年)		
都道府県	消防本部名	救急出動件数
三重県	松阪地区広域消防組合消防本部	15,539
埼玉県	A消防本部	10,658
長野県	B消防本部	10,475
三重県	C消防本部	10,755
宮城県	D消防本部	9,921
長野県	E消防本部	9,488
茨城県	F消防本部	9,520
島根県	G消防本部	9,826
栃木県	H消防本部	9,521
茨城県	l消防本部	9,137
熊本県	J消防本部	8,984



急な病気やケガで病院を受診した方が良いか、不安なので相談したい等。

松阪地区救急相談ダイヤル24

☎0120-4199-17

対応時間 24時間、365日

救急車を呼ぶほどではない急な病気やケガ等の時、「今診てもらえる」医療機関を案内。

三重県救急医療情報センター

☎059-229-1199

対応時間 24時間、365日

医療ネットみえ http://www.qq.pref.mie.lg.jp/



子どもの病気、薬、事故等に関しての相談等。

みえ子ども医療ダイヤル 公#8000 又は 公059-232-9955

対応時間 【月~土】19:30~翌8:00、【日・祝・年末年始】8:00~翌8:00

ためらわずに救急車を呼んでほじい症状

総務省消防庁 救急お役立ち ポータルサイト▶



松阪市休日·夜間応急診療所

(松阪市春日町一丁目19番地)

20598-23-1364 FAX.0598-26-4951





【毎日】20:00~22:30(受付20:00~22:00)

【日曜日·祝日·年末年始】9:00~12:00、14:00~17:00(受付8:45~11:30、13:45~16:30) 【土曜日】24:00~翌6:00(受付24:00~翌5:30)